

総務省政策統括官（統計基準担当）

平成 18 年 10 月 3 日

提出資料一覧

資料 1・・・「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（統計関連
事項）の推進状況（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・

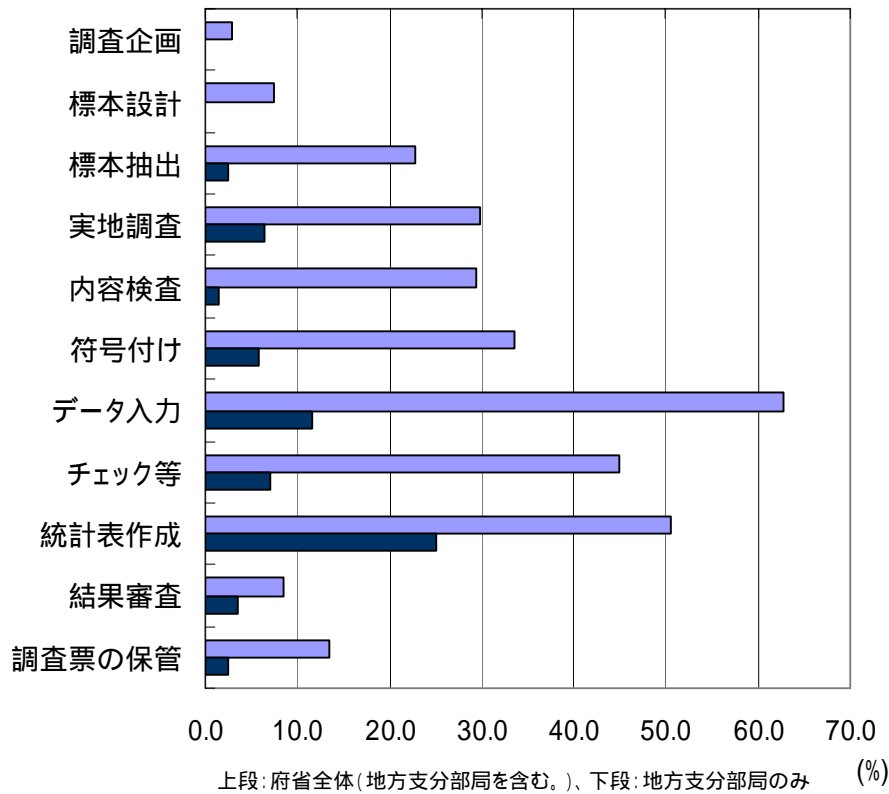
資料 2・・・政策統括官（統計基準担当）の業務・・・・・・・・

資料 3・・・統計調査の民間委託に係るガイドラインについて・・・・・・・・

資料 4・・・統計法改正について・・・・・・・・

資料 5・・・統計専任職員配置費について・・・・・・・・

統計事務の種類別民間委託の状況



平成18年3月末現在

区 分		調査企画	標本設計	標本抽出	実地調査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	合計	
府省全体 (地方支分部局を含む。)	当該事務が存在する統計調査件数	415	279	268	408	411	143	408	410	413	412	413	415	
	民間委託を実施しているもの	件数	12	21	61	122	121	48	256	184	209	35	56	292
		割合%	2.9	7.5	22.8	29.9	29.4	33.6	62.7	44.9	50.6	8.5	13.6	70.4
	(参考) 独立行政法人への委託を実施しているもの(注)	件数	0	0	2	4	21	12	27	33	40	17	16	42
		割合%	0.0	0.0	0.7	1.0	5.1	8.4	6.6	8.0	9.7	4.1	3.9	10.1
地方支分部局のみ	当該事務が存在する統計調査件数	2	2	40	93	71	17	43	43	4	28	40	94	
	民間委託を実施しているもの	件数	0	0	1	6	1	1	5	3	1	1	1	9
		割合%	0.0	0.0	2.5	6.5	1.4	5.9	11.6	7.0	25.0	3.6	2.5	9.6

(注) 委託先の独立行政法人は、(独)統計センター、(独)駐留軍等労働者労務管理機構、(独)国立高等専門学校機構、(独)国立健康・栄養研究所、(独)製品評価技術基盤機構及び(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構である。

政策統括官（統計基準担当）の業務 統計行政に係る企画・立案、総合的な調整

統計行政に係る基本的事項の企画・立案・推進

統計法制度の抜本的見直しの検討

統計行政の制度官庁として、統計法、統計報告調整法等の関係法令を所管。「骨太の方針 2006」において、「統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出する」とされたところであり、「統計制度改革検討委員会」及び「統計法制度に関する研究会」の報告結果を踏まえ、統計法制度の所管部局として、法律案の立案等の所要の企画・立案業務を実施。

地方統計機構の整備

統計調査の円滑な実施のため、地方統計専任職員（都道府県）の配置、統計調査員の事前登録制度、研修の実施等、地方における統計組織の充実及び統計業務の遂行のための支援を実施。

統計の普及・広報

統計に対する国民の理解を深め、統計調査への協力を確保するため、統計大会やグラフコンクールへの協力等、統計の日（10月18日）を中心とした各種普及・広報活動を実施。

統計調査の審査・調整、基準の設定

各府省等が実施する統計調査の審査

統計法及び統計報告調整法に基づき、各府省等が実施する統計調査について、統計の体系的整備、統計調査の重複の除去等の観点から、政策統括官（統計基準担当）において一元的に審査を実施。

各種標準統計分類の設定

統計の相互比較性と利用の向上を図るため、統計調査の結果を産業別に表示する場合の「日本標準産業分類」等、統計調査の結果の表章の基準としての標準統計分類を設定。

国際統計事務の統括、国連アジア太平洋統計研修所への協力

統計審議会

総務大臣の諮問に応じ、各府省の重要な統計調査の調査計画及び標準産業分類等について審議。

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の概要

(平成17年3月31日 各府省統計主管課長等会議申合せ)

本ガイドラインは、「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)に基づき、統計調査に係る業務を対象として、民間委託の推進対象業務や講ずべき措置を定めるもの

各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進

民間委託の推進対象業務の範囲等

各府省は、民間委託の推進対象とする業務の範囲及びその要件を踏まえ、民間委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間機関に委託を行うこと

民間委託の推進対象業務の範囲

統計調査に係る業務の中で国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない次の業務

- ・ 企画（標本設計における層化、抽出）
- ・ 実査準備（調査区設定における地図作成、用品発送等）
- ・ 実査（調査票配布・収集等）
- ・ 審査（書類審査、データ入力等）
- ・ 集計（プログラム作成、演算、結果表作成）
- ・ 分析・加工（プログラム作成、演算）
- ・ 公表・提供（ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、提供用データ・データベース整備等）
- ・ その他（情報システムの開発、運用、保守）

民間委託の推進対象業務の要件

民間委託の推進対象業務に関し、次の場合に民間委託に適合

- ・ 効率性等の観点から、民間委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合
- ・ 統計の作成に関し、迅速性の観点から支障を来さない場合
- ・ 高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合

委託先の民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないよう、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定

報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置

各府省は、統計調査に係る業務の民間委託に当たって、報告者の秘密の保護の徹底、信頼確保等の観点から、以下の措置を講ずること

報告者の秘密の保護の徹底を図る観点から講ずべき措置

各府省が講ずべき措置

- ・ 職員等に対する秘密の保護に関する意識啓発のための研修・指導の徹底
- ・ 委託先から第三者への業務の全部又は大部分の一括委託の禁止、再委託の場合の事前の各府省からの承認 等

各府省が委託先に講じさせるべき措置

- ・ 職員又は調査員に対する研修・指導を通じた秘密保持義務の徹底
- ・ 職員又は調査員に対する秘密保持の厳重な管理・監督
- ・ 調査員からの秘密保持に関する誓約書の徴集

報告者の信頼の確保を図る観点から講ずべき措置

- ・ 委託候補業者の競争参加資格や業務遂行能力等の確認による適切な委託先の選定
- ・ 調査票等の適正な管理の委託先への徹底
- ・ 委託先における業務の実施状況の監査等による確認
- ・ 事故・災害等の事案発生の場合における委託先からの事実関係、再発防止対策の報告及びこれらの公表
- ・ インターネットのホームページ等を活用した民間委託に係る統計調査名、委託先の民間調査機関名等の積極的な公開 等

統計調査の適正な実施の確保を図る観点から講ずべき措置

- ・ 実査を委託する場合の達成すべき回収率（努力目標）の設定
- ・ これまで蓄積してきた知識、技術、ノウハウ等を踏まえた適切な仕様書等の作成

委託業務の検証の的確な実施等

- ・ 委託業務終了後の検証の実施及び当該検証結果の今後の業務委託への活用
- ・ 民間委託に係る情報を共有化し、統計調査の民間委託を推進するため、各府省間で検討等を行う場を設置

統計調査の民間委託に係るガイドライン

平成 17 年 3 月 31 日
各府省統計主管課長等会議申合せ
改正 平成 17 年 8 月 15 日

はじめに

各府省は、統計調査の民間委託について、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）、その他の行政改革の取組や累次の政府決定を踏まえ、その推進に取り組んできているところであり、業務の簡素化・合理化の観点から、今後、一層の推進が求められている。

このため、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを作成することとされた。

本ガイドラインは、当該申合せに基づき、統計法（昭和22年法律第18号）又は統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき各府省が実施する統計調査（指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査）に係る業務を対象として、民間委託の推進対象業務の範囲等及び民間委託を実施するに当たって報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置を、以下のとおり定めるものであり、各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進するものとする。

なお、政府における統計調査の民間委託に関する今後の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改定することとする。

民間委託の推進対象業務の範囲等

各府省が、民間委託の推進対象とする業務の範囲及びその要件については、次のとおりとし、各府省は、これらを踏まえ、経費の措置状況を勘案しつつ、民間委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間機関に委託するものとする。

- 1 国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない次表に掲げる業務を民間委託の推進対象業務とする。なお、これら以外の業務についても、必要に応じ、民間機関に委託し、民間機関の専門的知識、能力等を活用するものとする。

統計調査業務の機能	民間委託の推進対象業務
企画	標本設計における層化、抽出
実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査
	用品準備における用品発送
	広報における広報実施
実査	調査票記入（他計式）
	調査票配布（自計式）
	調査票収集（自計式）
	調査書類検査・提出

審査	調査書類受付
	書類検査
	分類符号付けにおける符号付け、検査
	データ入力
	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正
	疑義処理における疑義票作成、問合せ、結果記載、処理
集計	集計プログラム作成
	演算
	結果表作成
分析・加工	分析・加工プログラム作成
	演算
公表・提供	報告書刊行における発送
	ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバ登録、公開
	案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込受付、配信先登録、配信
	提供用データ・データベース整備
その他	情報システムの開発、運用、保守

(注) 指定統計調査の調査員方式によるものについては、統計法に基づき国・地方公共団体による統計調査員の設置、調査対象者に対する申告義務、実地調査権、罰則等の規定が定められており、民間委託を前提とはされていないことから、慎重な検討を要する。このため、実査については、当面、調査員調査以外の調査方式による指定統計調査及び指定統計調査以外の統計調査に係る業務を民間委託の推進対象業務とする。

- 2 上記1の民間委託の推進対象業務に係る個別の適用に関し、効率性等の観点から、民間委託による業務量の低減効果と、調達、請負機関への説明等のノウハウ移転のための準備等、民間委託に伴い発生する業務量を比較し、民間委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合、統計の作成に関し、迅速性の観点から支障を来さない場合、及び高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合に、民間委託に適合する業務とする。
- 3 統計調査に係る業務においては、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことから、上記2の民間委託に適合する業務の委託先とする民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとする。

報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置

- 1 秘密の保護の徹底

各府省は、報告者から得られた調査事項等についての秘密の保護の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる。

(1) 各府省が講ずべき措置

ア 各府省は、自ら業務に従事する職員等に対し、秘密の保護に関する意識を啓発するための研修又は指導を徹底する。

イ 各府省は、契約前に、委託候補業者（委託業務の入札に参加しようとする者）から、秘密の保護に関する規程等を提出させ、その内容を確認する。

ウ 各府省は、委託先が第三者へ業務の全部又は大部分を一括して委託することを禁止することとし、再委託を行う場合には、あらかじめ各府省の承認を得なければならないものとする。

エ 各府省は、派遣労働者に対しても、職員等の場合と同様、秘密保持について厳重な管理・監督を行うとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めしておく。

(2) 各府省が委託先に講じさせるべき措置

ア 各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて周知徹底を行わせる。

イ 各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、秘密保持についての厳重な管理・監督を行わせる。

ウ 各府省は、委託先に、調査員が報告者と直接接する業務に従事することを踏まえ、業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、受託期間であるか否かを問わず、決して第三者に漏らさないことを内容とする秘密保持に関する誓約書を調査員から徴させる。

2 報告者の信頼の確保

各府省は、委託業務に関する報告者の信頼の確保を図る観点から、次の措置を講ずる。

(1) 委託先の適切な選定

各府省は、委託先の選定に当たって、次について確認する。

ア 各府省は、各府省大臣官房会計課長（全府省統一資格）から通知された等級決定通知書（写）等により、委託候補業者の競争参加資格を確認する。

イ 各府省は、次の事項を中心に、委託候補業者の業務遂行能力等を確認する。

委託業務を遂行するために必要な実施体制

委託業務を遂行するために必要な知識・能力等を有する要員の確保状況

委託業務を遂行するために必要なセキュリティ対策の実施状況

なお、過去の統計調査に係る業務の受託実績がないことを理由に、委託候補業者から外すことはしないものとする。

(2) 調査票等の管理の徹底

各府省は、調査票等（注）の管理を必要とする業務の委託に当たって、次の措置を講ずる。

ア 各府省は、次の事項について委託先との間であらかじめ定めしておく。

調査票等の受払い、搬送、保管の方法等に関する事項

調査票等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項

調査票等の集計作業過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項

イ 各府省は、委託先に、調査票等の使用、保管及び処分等に当たって、紛失、漏えい等が生じないよう善良なる管理者の注意をもって、調査票等の適正な管理を行わせる。

ウ 各府省は、調査票等の適正な管理のため、上記のほか、委託先に、「調査票等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」(別紙1)を講じさせる。

エ 各府省は、派遣労働者に調査票等を取り扱う作業を行わせる場合には、職員等の場合と同様に、適正な取扱いを行わせるとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めておく。

(注)本ガイドラインにおいて、「調査票等」とは、統計調査によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告(被調査者又は報告を求められた者(以下「被調査者等」という。)ごとに申告内容を判別することができる形で申告内容が記録されたものをいう。)並びにその他の関係書類(調査対象名簿、調査対象地図その他の調査関係書類等で被調査者等の識別を可能とするものをいう。)をいう。

(3) 業務の実施状況の適切な確認

各府省は、委託業務の実施状況について、次のとおり、適切な確認を行うとともに、必要があると認めたときは改善措置を講ずる。

ア 各府省は、委託先における業務の実施状況について、定期的に又は随時、監査を行うこと等により確認する。

郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。

）調査票の誤送付等の状況

）調査項目別の未記入及び不備の状況

）調査期限までの回収状況

）収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況

調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。

）調査対象の訪問状況

）不在等の場合における再訪問の実施状況

）調査項目別の未記入及び不備の状況

）調査期限までの回収状況

）収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況

イ 各府省は、上記アのほか、調査票等の偽造・変造や知り得た情報の委託先内部における流用等がなされていないことについて委託先から確認を取る。

(4) その他

各府省は、上記(1)から(3)のほか、次の措置を講ずる。

ア 各府省は、事故又は災害といった報告者の信頼確保の上で問題となる事案が発生した場合、被害の拡大・再発防止のため、委託先に事実関係、再発防止対策に

ついて報告させるとともに、これらの公表を行うこととし、公表を行う場合の条件や方法等について、あらかじめ定めておく。

イ 各府省は、委託先が各府省との間で定めた事項に違反した場合における契約解除等の措置とともに、当該措置を講じた場合その旨の公表を行うことについて、あらかじめ定めておく。

ウ 各府省は、報告者に、いわゆる「かたり調査」(国が実施している統計調査であるなどと称して、報告者から個人情報等を聞き出そうとする調査)ではないかとの疑義を抱かせるなど、統計調査に対する不信感等を持たれないようにするため、以下の対応を行う。

実査など報告者と直接接する事務を民間委託により行っている統計調査については、報告者に安心して当該統計調査に協力してもらえるよう、インターネットのホームページ等を活用して、当該統計調査名、委託先の民間機関名、委託業務内容、委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置等の情報を積極的に公開する。

報告者に対する調査の依頼文書等において、委託先だけでなく各府省の連絡先等を明記する。

エ 各府省は、報告者が委託先である民間機関に提出した調査票が報告されていることを示すため、調査協力に対する礼状や調査結果等の報告者への送付等に努める。

3 統計調査の適正な実施の確保

各府省は、委託業務の質を確保し、統計調査の適正な実施の確保を図る観点から、次の措置を構ずる。

(1) 回収率の設定

各府省は、実査を委託する場合には、精度を確保するため、達成すべき回収率(努力目標)を必要に応じ設定する。

(2) 適切な仕様書等の作成

各府省は、これまで蓄積してきた知識、技術、ノウハウ等を踏まえ適切な仕様書等を作成することとする。特に実査など報告者と直接接する業務を委託する場合には、次のとおり、仕様書等において必要な事項を定める。

ア 郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。

調査依頼書等の作成方法

督促業務の実施方法

報告者からの照会や質問への対応方法

審査・確認業務の実施方法

報告者とトラブルが生じた場合の対処方法

イ 調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。

調査員数の確保状況及び管理体制

調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法

督促業務の実施方法

報告者からの照会や質問への対応方法

審査・確認業務の実施方法
報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
調査員の安全対策

4 委託業務の検証の的確な実施等

各府省は、次のとおり、委託業務の検証の的確な実施等に関する取組を行い、民間委託の着実な推進を図る。

(1) 各府省は、委託業務終了後、当該業務について検証を行うとともに、当該検証結果を今後の業務の委託に当たって活用する。

(2) 各府省間で情報の共有化を図り、もって統計調査の民間委託を推進する見地から、各府省間で検討等を行うための場を設け、毎年、開催する。

その際、総務省（政策統括官（統計基準担当））は、各府省における検証結果等を取りまとめ、当該検討等の場に報告する。

5 委託先との契約書等に明記すべき事項

(1) 各府省が、上記 1 から 3 までを踏まえ、委託先と委託業務の契約を行うに当たって、秘密の保護の徹底及び報告者の信頼確保等の観点から、契約書又は覚書等に明記しておくべき必要最小限の事項は、「契約書等に明記すべき事項」（別紙 2）のとおりである。

(2) 各府省は、委託業務の内容により、上記(1)のほか、次の事項について、契約書又は覚書等に明記する。

調査員からの誓約書の徴集に関する事項

報告者の信頼確保の上で問題となる事案が発生した場合の公表等の条件や方法等に関する事項

契約解除等の措置を講じた場合その旨の公表に関する事項

その他委託先が各府省に判断を求めたり、各府省の承認を得なければならない事項

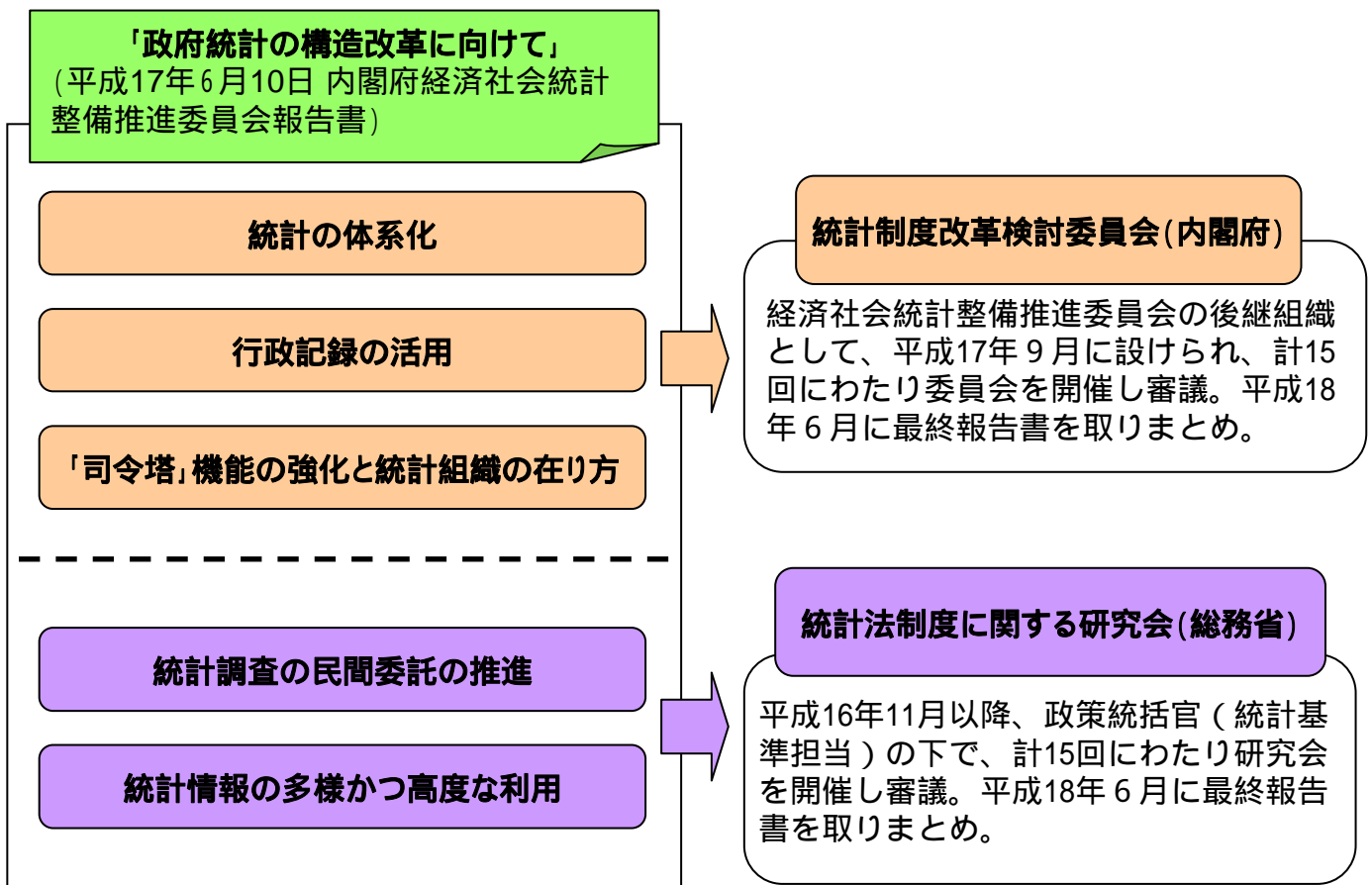
統計法制度の抜本的改革の検討について

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄) (平成17年6月21日閣議決定)

<別表2> (6) 統計整備の推進

・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。

- ・産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。



経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄) (平成18年7月7日閣議決定)

第3章 財政健全化への取組 2. 「簡素で効率的な政府」への取組
(統計制度改革)

- ・ 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方向で検討する。**統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに**、「基本方針2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

「統計制度改革検討委員会 報告」(概要)

1. 基本的視点

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ

2. 主要ポイント

国の行政機関、地方公共団体その他の公的機関が作成する調査統計・業務統計・加工統計を対象とする法制度を整備

基本原則（統計の中立性、信頼性、透明性、適時性等）を明確化し、公的統計に通ずる規範として確立

公的統計の整備に関する基本的な計画（閣議決定、計画期間：5年間）の策定を制度化

国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す「基幹統計（仮称）」とそれ以外の「一般統計（仮称）」の規律を整備

結果及び基本情報の公表、秘密保護、調査票の目的外使用の制限、適正管理、基幹統計における調査対象者の申告義務等

統計作成の正確性、効率性、報告者負担軽減等の観点から、行政記録（国の行政機関が組織的に保有する各種の情報）を統計に活用するための規律を整備

行政記録保有機関に対する提供の求め、提供を受けた行政記録の秘密保護、目的外使用・第三者提供の禁止、適正管理等

統計調査における調査対象抽出等のためのビジネスフレーム（事業所・企業に関する共通の母集団情報）の整備

統計データの二次的利用の促進、統計調査の民間委託に対応した規律を整備

調査対象者の秘密保護、調査票等の適正管理等

分散型統計機構の弊害を克服し得る「司令塔」の確立

最も重要かつ中核的な機能は企画立案・調整機能であり、これを充実強化することが喫緊の課題

真に省庁横断的かつ専門性を兼ね備えた「司令塔」機能が必要

「統計法制度に関する研究会報告書」の概要（抄）

統計調査の民間委託の推進について

1 民間委託の現状

これまで統計調査の民間委託は相当程度進展しているが、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（いわゆる市場化テスト法）の成立等により、今後、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進することが求められている状況。

2 民間委託に関する法的措置の検討の必要性

国民の統計調査に対する信頼を確保しつつ適切な民間委託の推進を図るための法制上の措置としてどのような措置が必要となるか検討が必要。

3 情報の保護の観点からの検討

(1) 基本的な考え方

情報の保護の観点から、現行法が調査実施者に対して規定するのと同様の義務、罰則については受託者に対しても規定することが必要。

(2) 受託者の義務等

統計調査の業務の受託者に対して、調査票等の関係書類を適正に取り扱う法律上の義務を課すための規定を整備することが適当。

統計法は、統計調査の業務の受託者に対して秘密保護の義務を課しているが、秘密の漏洩及び窃用に対する罰則並びに統計調査の結果の期日前漏洩に対する罰則の規定については、受託者にも適用されることが明確になるよう規定の整備をすることが適当。

4 統計調査の適切な実施の観点からの検討

(1) 基本的な考え方

現行の統計法制上、民間委託は具体的な調査方法の一つとして認められているが、今後、民間委託の一層の推進を図る上で支障を生じる点がないか検討が必要。

(2) 受託者の要件等

統計調査の適切な遂行に必要となる受託者の能力等の確認については、委託契約を締結する過程で審査を行うことにより、それぞれの統計調査の内容に応じた適切な委託先を選定することで特段支障はないと考えられ、受託者について法律上の資格要件等を新たに設けることは不要。

(3) 実地調査権

実地調査権については、仮にその行使の必要性が生じた場合にも調査実施者や地方公共団体の職員が行使することにより対応できると考えられることから、統計調査の基礎である国民との信頼関係に与える影響を考慮し、受託者に実地調査権を認めることは慎重に考えるべき。

(4) 統計調査員

受託者が雇用する調査員については、守秘義務とその義務違反に対する罰則を適用することとし、統計法上の「統計調査員」となる根拠規定を特に設けることは不要。

(5) 法定受託事務の民間委託

調査実施者が、地方公共団体が包括的民間委託を行うことが可能と判断したものについては、調査実施者において、地方公共団体が包括的民間委託を行う場合に講ずべき措置等について定めた調査の計画案を作成し、当該計画案について、統計審議会の審議を経て総務大臣の承認を受けることが必要。

また、地方公共団体が包括的民間委託を実施する場合の留意事項などを地方自治法第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務の処理基準等として、地方公共団体に明示することが適当。

統計データの二次的利用の促進について

(略)

地方統計機構について（概要）

国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）を地方統計機構として活用。

このうち都道府県では、国の統計調査を的確に実施するために統計主管課を設置し、統計主管課には、国の統計調査に従事する統計専任職員を配置（平成18年度：全国で2,146人）。

国は、これらの統計専任職員の配置に係る経費として、「統計調査事務地方公共団体委託費」を都道府県に交付（平成18年度予算額：約120億8,100万円）。

（参考）

地方統計機構整備要綱（昭和22年7月11日 閣議決定）（抄）

二 方針

- 1 国の必要に基づいて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- 2 これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わしめる。

地方財政法（抄）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第10条の4 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

平成18年度都道府県別統計専任職員配置費

都道府県	配置定数(人)	当初交付額(千円)
北海道	100	540,648
青森	38	204,279
岩手	35	188,721
宮城	42	232,658
秋田	33	177,801
山形	37	198,842
福島	45	241,410
新潟	45	241,597
茨城	44	240,023
栃木	38	205,955
群馬	35	190,337
埼玉	63	356,343
千葉	51	289,200
東京都	142	836,505
神奈川県	72	418,995
山梨	31	168,346
長野	32	174,360
静岡	44	244,017
富山	36	194,986
石川	34	184,420
岐阜	44	237,894
愛知	90	522,329
三重	35	189,958
福井	29	158,049
滋賀	34	188,790
京都	55	317,400
大阪	109	632,507
兵庫県	62	358,203
奈良	33	183,398
和歌山	30	165,699
鳥取	27	146,185
島根	33	177,607
岡山	32	176,758
広島	49	270,921
山口	41	220,034
徳島	28	151,253
香川	32	173,756
愛媛	35	188,402
高知	25	135,483
福岡	67	378,172
佐賀	29	156,918
長崎	34	187,502
熊本	39	209,736
大分	32	172,590
宮崎	33	177,822
鹿児島	44	236,083
沖縄	48	256,914
計	2,146	11,899,806

予算額(12,080,648千円)との差額は、実績をもって支払う寒冷地手当等に充当するもの。

都道府県統計専任職員定数の推移

(単位:人)

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
昭和22～23	5,030		
24	4,345	685	欠員率を基にした国の行政整理 国の行政整理
25	3,910	435	
26			
27	3,714	196	国の行政整理
28			
29	3,528	186	} 国の10%行政整理(昭和29年度)に伴い、地方統計 職員も29、30年の2年分に分けて8%の削減
30	3,417	111	
31			
32	3,233	184	国庫補助職員全体の削減の一環
33～42			
43	3,201	32	} 第一次定員削減 5%(昭和43～46年度) 161人
44	3,158	43	
45	3,115	43	
46	3,072	43	
47	3,094	22	} 沖縄復帰に伴う増員73人、 第二次定員削減 5%(昭和47～49年度) 153人
48	3,043	51	
49	2,992	51	
50	2,957	35	} 第三次定員削減 2.4%(昭和50～51年度) 71人
51	2,921	36	
52	2,898	23	} 第四次定員削減 2.4%(昭和52～54年度) 69人
53	2,875	23	
54	2,852	23	
55	2,829	23	} 第五次定員削減 1.68%(昭和55～56年度) 47人
56	2,805	24	
57	2,777	28	} 第六次定員削減 5%(昭和57～61年度) 140人
58	2,749	28	
59	2,721	28	
60	2,693	28	
61	2,665	28	
62	2,638	27	} 第七次定員削減 5%(昭和62～平成3年度) 133人
63	2,611	27	
平成元	2,584	27	
2	2,558	26	} 第八次定員削減 4.52%(平成4～8年度) 114人
3	2,532	26	
4	2,509	23	
5	2,486	23	
6	2,463	23	} 第九次定員削減 3.31%(平成9～12年度) 80人
7	2,440	23	
8	2,418	22	
9	2,398	20	
10	2,378	20	
11	2,358	20	} 定員削減 5.09%(平成13～17年度) 119人
12	2,338	20	
13	2,314	24	
14	2,290	24	
15	2,266	24	
16	2,242	24	} 新たな定員削減(17～21年度で10%225人を削減予定)
17	2,219	23	
18	2,146	73	

都道府県の統計主管課を経由する指定統計調査（23調査）

国勢調査、事業所・企業統計調査、住宅・土地統計調査、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査、個人企業経済調査、就業構造基本統計調査、全国消費実態調査、全国物価統計調査、社会生活基本調査、サービス業基本調査、学校基本調査、学校保健統計調査、毎月勤労統計調査、農林業センサス、漁業センサス、工業統計調査、経済産業省生産動態統計調査、商業統計調査、商業動態統計調査、特定サービス産業実態調査、商工業実態基本統計調査

（参考）都道府県の統計主管課以外の部署を経由する指定統計調査（12調査）

学校教員統計調査、社会教育調査、人口動態調査、医療施設調査、患者調査、国民生活基礎調査、薬事工業生産動態統計調査、港湾調査、法人土地基本調査、建築着工統計調査、建設工事統計調査、地方公務員給与実態調査

統計調査員確保対策事業の概要

1 目的

統計調査員確保対策事業は、国が実施する統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員希望者を登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 統計調査員希望者の登録

対象市町：人口5万以上の市町（平成17年度526市町。東京都の特別区を含む。）

登録基準数：事業所・企業統計調査の調査区数の1/2（平成17年度91,503人）

登録者総数：平成17年度 108,107人

3 統計調査員通信等の発行

都道府県又は事業対象市町において発行

4 「統計調査員のしおり」の交付

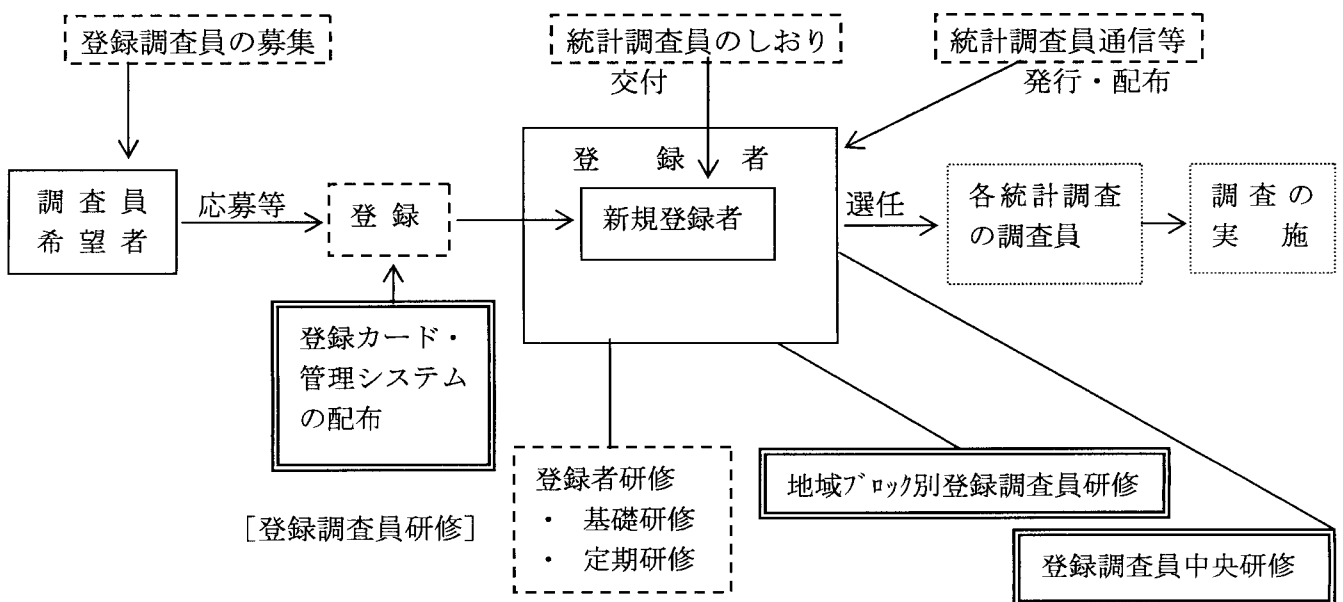
5 登録調査員に対する研修

(1) 登録者研修 都道府県又は事業対象市町で実施

(2) 地域ブロック別登録調査員研修 全国を6ブロックに分け、年2～3ブロックを目途に開催。平成17年度は関東甲信静、北海道・東北、九州の各ブロックで開催

(3) 登録調査員中央研修 年1回

【事業イメージ図】



注1) —— 内は、政策統括官（統計基準担当）が実施する事業である。

注2) - - - - 内は、都道府県又は事業対象市町が実施する事業である。